

**令和3年第1回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和3年3月3日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	6	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	7	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	8	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案	9	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案	10	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21



議案第5号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 別表の規定の適用については、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「722,500円」と、「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合には、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 別表の規定の適用については、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「722,500円」と、「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合には、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>



議案第6号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第3 (第3条関係)		別表第3 (第3条関係)	
級	基準となる職務	級	基準となる職務
(略)		(略)	
4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長の職務</li> <li>・<u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務</u></li> </ul>	4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長の職務</li> </ul>
5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長代理の職務</li> <li>・<u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長の職務</u></li> </ul>	5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長代理の職務</li> </ul>
(略)		(略)	



議案第7号補助資料 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本報酬) 第16条 (略) 2 (略)</p>	<p>(基本報酬) 第16条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の規定にかかわらず、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員に対する基本報酬の額は、時間額5,000円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。</u></p>



議案第8号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>小学校就学前子ども</u> 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(2) <u>認定こども園</u> 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(3) <u>幼稚園</u> 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) <u>保育所</u> 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5) <u>家庭的保育事業</u> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</p> <p>(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>(7) <u>居宅訪問型保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p> <p>(8) <u>事業所内保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u></p> <p>(17) <u>支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</u></p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</u></p> <p>(19) <u>教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。</u></p> <p>(20) <u>特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</u></p> <p>(21) <u>特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</u></p> <p>(22) <u>法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u></p> <p>(23) <u>特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</u></p> <p>(24) <u>特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</u></p> <p>(25) <u>特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</u></p> <p>(26) <u>特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</u></p> <p>(27) <u>特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</u></p> <p>(28) <u>特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</u></p> <p>(29) <u>特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</u></p>	

第2条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例

改正前	改正後
<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>小学校就学前子ども</u> 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(2) <u>認定こども園</u> 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(3) <u>幼稚園</u> 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) <u>保育所</u> 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5) <u>特定教育・保育施設</u> 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(6) <u>特定地域型保育事業</u> 法第43条第3項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(7) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。</p> <p>(8) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(10) <u>1号認定区分</u> 法第19条第1項第1号に規定する認定区分で満3歳以上の子どもの教育標準時間認定をいう。</p> <p>(11) <u>2号認定区分</u> 法第19条第1項第2号に規定する認定区分で満3歳以上の子どもの保育認定をいう。</p> <p>(12) <u>3号認定区分</u> 法第19条第1項第3号に規定する認定区分で満3歳未満の子どもの保育認定をいう。</p> <p>(13) <u>保育必要量</u> 法第20条第3項に規定する保育の必要量をいう。</p> <p>(14) <u>保育標準時間区分</u> 保育の利用時間が概ね11時間以内の保育認定区分</p> <p>(15) <u>保育短時間区分</u> 保育の利用時間が概ね8時間以内の保育認定区分</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>
<p>(保育認定及び利用調整)</p> <p>第5条 市は前条の入所・入園申込を受けたときは、保育の必要性の事由を確認した2号認定区分又は3号認定区分の当該教育・保育給付認定子どもの保育必要量</p>	<p>(保育認定及び利用調整)</p> <p>第5条 市は前条の入所・入園申込を受けたときは、保育の必要性の事由を確認した2号認定区分又は3号認定区分の当該教育・保育給付認定子どもの保育必要量</p>

改正前	改正後
により <u>保育標準時間区分又は保育短時間区分</u> に区分する。  2 (略)	により、 <u>保育の利用時間がおおむね11時間以内の保育認定（以下「保育標準時間」という。）又は保育の利用時間がおおむね8時間以内の保育認定（以下「保育短時間」という。）</u> に区分する。  2 (略)

議案第9号補助資料 泉南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第129条第2項に規定する平成30年度から平成32年度までの各年度において課する保険料(以下「保険料」という。)の額の算定に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,420円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,346円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,630円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,914円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,840円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,408円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が800,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,692円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第129条第2項に規定する令和3年度から令和5年度までの各年度において課する保険料(以下「保険料」という。)の額の算定に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,750円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,250円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,750円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,000円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下同じ。)が800,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>97,500円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を</p>

改正前	改正後
<p>適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,334円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>116,544円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,828円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>131,112円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>145,680円</u></p>	<p>適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>105,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>120,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>135,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,500,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>150,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>172,500円</u></p>

改正前	改正後
<p>ア 合計所得金額が<u>6,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>8,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イに該当する者を除く。</u>）</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>160,248円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>210,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>10,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））</p>
<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>174,816円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>8,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イに該当する者を除く。</u>）</p>	<p>(14) <u>前各号のいずれにも該当しない者 247,500円</u></p>
<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>189,384円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>10,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））</p>	
<p>(16) <u>前各号のいずれにも該当しない者 203,952円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,852円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,852円</u>」とあるのは、「<u>29,136円</u>」と読</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>30,000円</u>」と読</p>

改正前	改正後
<p>み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,852円</u>」とあるのは、「<u>50,988円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前々年の合計所得金額に基づき算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p>	<p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前々年の合計所得金額に基づき算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「<u>令和2年</u>」とあるのは、「<u>令和3年</u>」と読み替えるものと</p>

改正前	改正後
	<p><u>する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>



議案第10号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る基礎課税額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎課税額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第40条にお</p>

改正前	改正後
<p>特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>いて「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(保険料の減額)</p>	<p>(保険料の減額)</p>
<p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p>	<p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p>
<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関</p>	<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関</p>

改正前	改正後
<p>する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被</p>	<p>する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得</p>

改正前	改正後
<p>保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則 1～16 (略) (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>17 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第40条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p>	<p>た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則 1～16 (略) (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>17 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第40条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「1,100,000円」とあるのは</p>

改正前	改正後
<p>18～19 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>20 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者に属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>21～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、第47条の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</u></p>	<p><u>「1,250,000円」とする。</u></p> <p>18～19 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>20 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者に属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>21～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、第47条の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、<u>新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</u></p>

